

「すながわ お試し暮らし」の利用の手順

①申請書の提出

- ・受付期間は、平成30年2月19日～平成30年3月5日です。
- ・募集が始まりましたら、メールまたはファックス、郵便で「すながわ お試し暮らし利用申請書」をご提出ください。様式は、砂川市ホームページからダウンロードできるほか、郵便やファックスでもお届けいたします。

※ご利用可能な期間は、平成30年4月23日～平成31年3月29日の間で、2週間以上2カ月間以内です。

※ご希望の期間が重なった場合には、**抽選**をさせていただきます。抽選日は、平成30年3月6日です。

②利用決定（却下）通知書の送付（抽選結果の通知）

- ・募集締切りから1週間以内に、申請書を提出いただいた方へ「すながわお試し暮らし利用決定（却下）通知書」を郵送いたします。お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、誤りや変更がある場合は、ただちにご連絡ください。

③利用申込書の提出

- ・入退去の時間や寝具リースの有無など、ご利用にあたっての詳細が確定しましたら、「すながわお試し暮らし利用申込書」をご提出ください。様式は利用決定通知書に同封いたしますが、砂川市ホームページからダウンロードも可能です。入居日の1か月前をめやすにメールまたはファックス、郵便でご提出ください。

④利用申込確認書の送付（受付の確定）

- ・利用申込書の提出を受けてから1週間以内に「すながわお試し暮らし利用申込確認書」を郵送いたします。内容をご確認いただき、誤りや変更がある場合は、ただちにご連絡ください。

⑤契約書の締結

- ・入居日に建物貸付契約を交わし、使用料をお支払いいただきます。
- ・契約書には押印が必要ですので、必ず印鑑をご持参ください。

※シャチハタはご使用できません。

⑥「すながわ お試し暮らし」開始

- ・市内案内や、物件案内など滞在中の生活をサポートいたします。

【お申込み・お問い合わせ先】

すながわ移住定住促進協議会事務局（砂川市政策調整課企画調整係内）

担当：谷地・藤田・佐久間

〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL：0125-54-2121（内線322・326） FAX：0125-54-2568

E-mail：kikaku@city.sunagawa.lg.jp